

松江市監査委員告示第 4 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、平成 28 年 3 月 22 日付け松江市監査委員告示第 2 号で公表した定期監査（一般会計・特別会計）の結果に基づき、松江市長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

平成 28 年 6 月 8 日

松江市監査委員 松 本 修 司

松江市監査委員 児 玉 泰 州

松江市監査委員 桂 善 夫

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 等 結 果
<p>(1) 補助事業のあり方について</p> <p>補助事業において、継続的に繰越金があるものや基金を積んでいるものがあつたので、改善するよう指導されたい。</p> <p>（鹿島支所地域振興課、スポーツ課）</p> <p>また、赤字補てんをしている路線バス事業者に対する補助金については、事業者と頻繁な協議を行い、経営状況を詳細に把握するとともに赤字縮減の努力を促されたい。（都市政策課）</p> <p>(2) コスト意識について</p> <p>建築物の整備について、事業の目的、施設のあり様を吟味し、可能な限り費用の縮減に努められたい。（都市政策課）</p>	<p>(1)－1 補助事業において、今後補助金を有効に活用し、事業の成果が十分にあがるよう指導します。また、基金については補助対象外とし、明確に区分けするよう指導しました。</p> <p>（鹿島支所地域振興課）</p> <p>(1)－2 補助対象事業と様式を明示し適正な処理をするよう指導します。</p> <p>（スポーツ課）</p> <p>(1)－3 路線バス事業者、島根県旅客自動車協会及び松江市による意見交換を随時行い、経営状況や今後の経営方針を把握し、引き続き市民の利便性の向上と行政負担の軽減に努めます。</p> <p>（都市政策課）</p> <p>(2) 施設の機能を維持しつつ、コスト縮減を意識した施設内容になるよう努めます。</p> <p>（都市政策課）</p>

(3) 委託事業の見直しについて

業務委託をされているものについて、公の施設の管理として扱うのが適当と判断されるものがあったので、地方自治法の規定をふまえ、委託方法を見直されたい。(観光施設課)

建築物等の比較的少額の設計業務について、直営で実施可能と思われるものについても委託されている。可能な限り直営で行うよう努力されたい。

また、類似の施設の設計については、従前の設計図を活用するなど、コスト縮減に努められたい。

(都市政策課、消防総務課、教育総務課)

施設の管理事務委託について、一部再委託されているものがあったので、見直しをされたい。

(生涯学習課)

(3)－1 施設の管理については、地方自治法の規定をふまえるとともに、施設をとりまく状況や管理のあり方などを総合的に考慮しながら委託方法を検討します。

(観光施設課)

(3)－2 可能な限り直営で行うよう努めるとともに、類似施設の設計図を活用しながらコストの縮減に努めます。

(都市政策課)

(3)－3 可能な限り直営で行うよう努めるとともに、類似施設の設計図を活用しながらコストの縮減に努めます。

(消防総務課)

(3)－4 可能な限り直営で行うよう努めるとともに、類似施設の設計図を活用しながらコストの縮減に努めます。

(教育総務課)

(3)－5 施設の管理事務委託について、業務が適正に履行されるよう、委託内容の見直しを図りました。

(生涯学習課)